

〔平成31年4月分以降用〕「特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除」の適用要件・提出書類チェックシート

(はじめにお読みください。)

- このチェックシートは、「特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の7)の適用を受けるための適用要件及び提出書類を確認する際に使用してください。
- 「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
- このチェックシートは、申告書の作成に際して、この特例の適用に係る特定美術品ごとに適用要件及び提出書類を確認の上、申告書に添付してご提出ください。なお、下記の書類のほか、担保提供書及び担保提供関係書類が別途必要となります。

特定美術品の名称：

被相続人氏名：

相続人等(特例適用者)

住所

氏名

電話 ()

関 与 税 理 士	所 在 地			
	氏 名		電 話	

項目	確認内容(適用要件)	確認結果		確認の基となる資料(提出書類)	チェック欄	
被 相 続 人	相続開始の日において	① 寄託先美術館 ^(注1) の設置者と特定美術品 ^(注2) の寄託契約 ^(注3) を締結していましたか。	はい	いいえ	A 寄託契約書の写しなど、相続開始の日において、寄託先美術館の設置者に寄託していたことを明らかにする書類	<input type="checkbox"/>
		② 認定保存活用計画 ^(注4) に基づき特定美術品を寄託先美術館の設置者に寄託していましたか ^(注5) 。	はい	いいえ	B 相続開始の日 ^(注5) において、現に効力を有する認定保存活用計画に係る計画書の写し及び認定に係る通知の写し	<input type="checkbox"/>
相 続 人	相続税の申告書の提出期限において	① 特定美術品を相続又は遺贈により取得した個人ですか。	はい	いいえ	C 遺言書の写し又は遺産分割協議に関する書類の写し並びに相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書に押印したもの)	<input type="checkbox"/>
		② 取得した特定美術品について、寄託先美術館の設置者への寄託を継続していますか ^(注6) 。	はい	いいえ	D 寄託契約書の写しなど、相続税の申告書の提出期限 ^(注6) において、寄託先美術館の設置者に寄託していたことを明らかにする書類	<input type="checkbox"/>
		③ 認定保存活用計画について、計画の変更の認定申請(重要文化財)又は新たな計画の認定申請(登録有形文化財)を行い、その認定を受けていますか。	はい	いいえ	E 相続税の申告書の提出期限において、現に効力を有する認定保存活用計画に係る計画書の写し及び認定に係る通知の写し	<input type="checkbox"/>
		④ 特定美術品について文化庁長官へ価格評価の申請 ^(注7) を行い、価格評価の結果の通知を受けましたか。	はい	いいえ	F 評価価格通知書の写し	<input type="checkbox"/>
美術品	—	○ 次のイ又はロのいずれかに該当するものですか。 イ 認定保存活用計画に記載された、重要文化財として指定された絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産 ロ 登録有形文化財(建造物であるものを除く。)のうち世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有するもの	はい	いいえ	上記B及びE	—

※ 2面に続きます。

(1面の注書です。)

- (注) 1 「寄託先美術館」とは、博物館法第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設のうち、特定美術品の公開及び保管を行うものをいいます。
- 2 「特定美術品」とは、認定保存活用計画に記載された、文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財として指定された絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産又は同法第58条第1項に規定する登録有形文化財（建造物であるものを除きます。）のうち世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有するものをいいます。
- 3 「寄託契約」とは、特定美術品の所有者と寄託先美術館の設置者との間で締結された特定美術品の寄託に関する契約で、契約期間、寄託先美術館において美術品を適切に公開する旨の定めその他一定の事項の記載があるものをいいます。
- 4 「認定保存活用計画」とは、文化財保護法第53条の2第3項第3号に掲げる事項が記載されている同法第53条の6に規定される認定重要文化財保存活用計画又は同法第67条の2第3項第2号に掲げる事項が記載されている同法第67条の5に規定する認定登録有形文化財保存活用計画のことをいいます。
- 5 被相続人がこの特例の適用を受けようとする特定美術品に係る認定保存活用計画の計画期間が満了した日以後4か月以内に死亡した場合において、その死亡の日前にその特定美術品に係る新たな認定保存活用計画に係る文化財保護法第53条の2第1項又は第67条の2第1項の規定による認定の申請をし、かつ、同日において認定を受けていないときには、被相続人は認定保存活用計画に基づき特定美術品を寄託先美術館の設置者に寄託していたものとみなすこととされていますので、確認結果欄の「はい」を○で囲んでください。なお、この場合には被相続人が文化庁長官に提出した認定に係る申請書の写しの提出が必要となります。また、この場合に提出するBの書類は「その計画期間が満了する日」において、現に効力を有するものとなります。
- 6 この特例の適用に係る相続の開始の日から相続税の申告書の提出期限までの間に次の表の①又は②の「事由」欄に掲げる場合に該当した場合において、寄託相続人が相続税の申告書の提出期限から1年を経過する日までに新たな寄託先美術館（「新寄託先美術館」といいます。）の設置者との間で寄託契約を締結し、かつ、特定美術品を新寄託先美術館の設置者に寄託する見込みであるときには、特定美術品の寄託先美術館の設置者への寄託が継続しているものとみなすこととされていますので、確認結果欄の「はい」を○で囲んでください。なお、「事由」欄に掲げる場合に依り、①又は②の「提出書類」欄に掲げる書類の提出が必要となります。また、特定美術品をその提出期限において新寄託先美術館の設置者に寄託していないときには、Dの書類は「これらの事由に該当した日」における書類となります。

	事 由	提 出 書 類
①	特例の適用を受けようとする特定美術品に係る寄託契約の契約期間が寄託先美術館の設置者からの契約の解除若しくは契約の更新を行わない旨の申出により終了した場合	寄託契約の契約期間の終了が寄託先美術館の設置者からの契約の解除又は契約の更新を行わない旨の申出によるものであること及びその終了の年月日を明らかにする書類（寄託先美術館の設置者が発行するものに限りません。）
②	特定美術品を寄託された寄託先美術館について、登録を取り消された場合又は登録を抹消された場合（寄託先美術館が博物館に相当する施設として指定された施設である場合には、これらに類するものとして一定の事由が生じた場合）に該当することとなった場合	寄託先美術館について、登録を取り消された場合又は登録を抹消された場合（寄託先美術館が博物館に相当する施設として指定された施設である場合には、これらに類するものとして一定の事由が生じた場合）に該当することとなった旨及びその年月日を明らかにする書類

- 7 価格評価の申請のほか、寄託相続人は、認定保存活用計画に関する手続として、重要文化財については計画の変更の認定申請を、登録有形文化財については新たな計画の認定申請を、文化庁長官に行うことが必要です。